

中小企業経営強化税制 と リース・割賦 セットプランのご案内



税制度適用は、現金購入だけでしょ??



リース・割賦も対象です!!
更に現金購入より税効果が大きくなります!!

税制分類

適用期間	税制内容	資本金1億以下 3千万円超	資本金3千万円以下
H29年4月1日～ H31年3月31日	特別償却	取得価格 × 100%	取得価格 × 100%
	税額控除	取得価格 × 7%	取得価格 × 10%

本税制の効果

資本金 3千万以下 の企業が、中小企業経営強化税制 を活用した場合

項目	現金買取	リース	割賦
税額控除	買取価格の10%	リース料総額の10%	割賦総額の10%
特別償却	買取価格の100%	適用出来ません ※リースは資産の貸付となる為	割賦総額の100%
支払方法	現金一括にて支払い	月々お支払い	月々お支払い

税額控除

例えば・・・S/F REAL4 (350万円)を導入する場合

現金買取 3,500,000円 × 10% = 350,000円の税額控除

5年リース 3,990,000円 × 10% = 399,000円の税額控除

※リース総額 = 月々66,500円 × 60回 = 3,990,000円 (5年リース料率:1.90%にて計算)

49,000円
現金より多く控除

特別償却

現金買取 3,500,000円 の 特別償却(100%)

5年割賦 3,990,000円 の 特別償却(100%)

※割賦総額 = 月々66,500円 × 60回 = 3,990,000円 (5年割賦料率:1.90%にて計算)

490,000円
現金より多く償却

本税制の注意点

- ・ 本税制適用は、**経営強化法の認定**が必要になります。(注)各事業者が申請します。
申請手続き等の詳細は、[中小企業庁のホームページ](#) をご確認ください。
- ・ 本税制適用は、法人税の20%までが対象です。翌年度に繰越も可能です。

本税制は、税制対象製品が適用となります。詳細は会計士・税理士にご確認下さい。